１　就　学（入学）

日本国憲法 第26条

教育基本法 第5条

就学とは，義務教育諸学校に入学することをいう。

保護者は，その保護する子女を義務教育諸学校に就学させる義務を負っており，その義務を履行しなければならない。

公立義務教育諸学校への入学手続きについては，主として教育委員会が行うことになっており，一般的には入学許可のような手続きはない。

学校教育法施行令

第5条

(1) 市町教育委員会が処理すべき就学事務

学校教育法施行令

第1,2,3条

ア　学齢簿の編製

学校保健安全法

第11条

イ　就学時健康診断（翌年就学予定者の学齢簿作成）

ウ　県教育委員会への視覚障害者等の報告及び学齢簿謄本の送付

学校教育法施行令

第11条\_2

エ　保護者への入学期日の通知

オ　保護者への学校の指定

学校教育法施行令

第5条\_1,2

カ　学校の統廃合等，就学させるべき学校を変更する必要のある児童・生徒の保護者への入学期日の通知及び学校の指定

学校教育法施行令

第6,7条

キ　入学先の学校長への児童・生徒の氏名及び入学期日の通知

学校教育法 第18条

ク　就学義務の猶予，免除

ケ　区域外就学関係

学校教育法施行令

第9,17条

コ　就学の督促

学校教育法施行令

第21条

(2) 校長が処理すべき就学事務

ア　出席状況の把握

学校教育法施行令

第19条

イ　指導要録の作成保管

ウ　出席簿の作成

学校教育法施行規則

第24,25条

エ　市町教育委員会への出席不良者の報告

学校教育法施行令

第20条

２　転　学（転出・転入学）

転学とは，児童・生徒が同種の他学校の相当学年に移ることをいう。

公立義務教育諸学校における転学の場合は，当該児童・生徒の住所地の教育委員会が転入学すべき学校を指定するなど入学の場合と同じである。

(1) 保護者が行う手続き

住民基本台帳法

第22,23,24条

ア　市町へ転出届を提出する。

イ　現在の学校へ連絡する。

（在学証明書，教科用図書給与証明書を受け取る）

ウ　新住所の市町へ転入届を提出する。（転入後14日以内）

エ　転入先学校長に在学証明書，教科用図書給与証明書を提出する。

(2) 市町教育委員会が処理すべき事務

学校教育法施行令

第4条

新住所地の市町長は，転入届のあった旨を速やかに教育委員会に通知する。

ア　転入の場合

学校教育法施行令

第3条

(ｱ) 学齢簿の加除訂正

(ｲ) 保護者に対する入学期日の通知及び学校の指定

学校教育法施行令

第5,7条

(ｳ) 転入先の校長に対する転入児童・生徒の氏名及び入学期日の通知

イ　転出の場合

学校教育法施行令

第3条

学齢簿の加除訂正

ウ　小中学校から特別支援学校へ

学校教育法施行令

第11条\_1,2

県教育委員会への視覚障害者等の報告及び学齢簿謄本の送付

エ　特別支援学校から小中学校へ

(2)ア転入の場合に同じ。

(3) 県教育委員会が処理すべき事務

ア　小中学校から特別支援学校へ

(ｱ) 保護者への入学期日の通知

学校教育法施行令

第14条\_1,2

(ｲ) 保護者への学校の指定

(ｳ) 市町教育委員会及び校長への児童・生徒の氏名及び入学期日の通知

学校教育法施行令

第15条

(ｴ) 市町教育委員会への学校の通知

イ　特別支援学校から小中学校へ

市町教育委員会への児童・生徒の氏名及び事由の通知

(4) 校長が行う手続き

ア　転入の場合

(ｱ) 市町教育委員会より転入の通知を受ける。

(ｲ) 前在籍校の在学証明書，教科用図書給与証明書を受け取る。

(ｳ) 転入学児童・生徒名簿に記入する。

(ｴ) 前在籍校へ転入学通知書を発送する。

(ｵ) 前在籍校から指導要録の写，健康診断票等を受け取る。

イ　転出の場合

(ｱ) 保護者より転出の申し出を受ける。

(ｲ) 在学証明書，教科用図書給与証明書を，保護者に交付する。

(ｳ) 転学児童・生徒名簿に記入する。

学校教育法施行規則

第24条\_3

(ｴ) 転入学通知書を受け取ったら，指導要録写（転学してきた児童生徒については，すでに送付を受けていた写の全部，就学前の園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む），健康診断票等を転出先学校長に送付する。

(ｵ) 市町教育委員会に報告する。

ウ　小中学校から特別支援学校へ

学校教育法施行令

第12条

(ｱ) 在学中の児童又は生徒で，視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）になったものがあるときは，その児童又は生徒の住所のある市町教育委員会に報告する。

(ｲ) 以下，(4)イ転出の場合に同じ。

エ　特別支援学校から小中学校へ

(ｱ) 在学中の児童又は生徒で，視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）でなくなったものがあるときは，その児童又は生徒の住所のある都道府県教育委員会に報告する。

学校教育法施行令

第6条の2

(ｲ) 以下，(4)ア転入の場合に同じ。

３　編入学・退学

編入学とは，外国からの帰国子女，児童自立支援施設・少年院から移ってきた児童・生徒，正規の学校の学歴がない児童・生徒等が，第１学年の入学時以外に中途入学すること等をいう。

編入学に相当する事由のため学校を去ることを退学という。

４　区域外就学

区域外就学とは，児童・生徒のうち盲・ろう・知的障害・肢体不自由及び病弱者以外の者を，その住所のある市町の設置する以外の小中学校に就学させること及び，盲・ろう・知的障害・肢体不自由及び病弱者を，その住所のある都道府県の設置する以外の特別支援学校に就学させることをいう。

(1) 保護者が行う手続き

ア　他の市町の公立小中学校に就学させる場合

学校教育法施行令

第9条

(ｱ) 就学させる市町教育委員会の承諾を受ける。

(ｲ) (ｱ) を証する書面を添え，住所のある市町教育委員会に届け出る。

イ　その他の小中学校に就学させる場合(金大附属小中・県立金沢錦丘中・私立小中)

(ｱ) 就学させる小中学校における就学を承諾する権限をもつ者の承諾を受ける。

(ｲ) (ｱ) を証する書面を添え，住所のある市町教育委員会に届け出る。

ウ　他の都道府県の公立特別支援学校に就学させる場合

(ｱ) 就学させる都道府県教育委員会の承諾を受ける。

学校教育法施行令

第17条

教育法施行令

第9条2項

(ｲ) (ｱ) を証する書面を添え，住所のある都道府県教育委員会に届け出る。（市町教育委員会経由）

エ　その他の特別支援学校に就学させる場合

(ｱ) 就学させる特別支援学校における就学を承諾する権限をもつ者の承諾を受ける。

(ｲ) (ｱ) を証する書面を添え，住所のある都道府県教育委員会に届け出る。（市町教育委員会経由）

(2) 市町教育委員会が処理すべき区域外就学事務

学校教育法施行令

第9条\_2

ア　区域外就学を受け入れる場合

(ｱ) 就学の承諾を与える前に，児童・生徒の住所のある市町教育委員会と協議する。

(ｲ) 学齢簿の加除訂正等，入学又は転入に同じ。

イ　区域外就学を送り出す場合

学齢簿の加除訂正等，入学又は転入に同じ。

(3) 校長が処理すべき区域外就学事務

ア　区域外就学の受け入れ，送り出し

入学又は転学に同じ。

イ　区域外就学者の退学

学校教育法施行令

第10,18条

区域外就学の児童・生徒がその学校の全課程を修了する前に退学した時は，速やかにその旨を児童・生徒の住所のある市町教育委員会（特別支援学校にあっては，市町教育委員会を経由して都道府県教育委員会）に通知する。

５　卒　業

卒業とは，児童・生徒等がそれぞれ所定の年限にわたって学校に在学し，所定の全課程を修了することをいう。

卒業により，上級学校の入学資格や各種国家試験等の受験資格が与えられる。

(1) 校長が処理すべき卒業事務

学校教育法施行規則

第57,58,79条

ア　卒業の認定

法令に規定された卒業に関する事項に基づき，学校が定めた全課程の修了の要件を満たすと認めた場合，卒業を認定する。

イ　卒業証書授与原簿の作成

市町立学校管理規則

ウ　卒業証書の授与

エ　市町教育委員会への，卒業者（全課程修了者）の氏名報告

学校教育法施行令

第22条

(2) 就学義務猶予免除者の中学校卒業程度認定試験について

ア　趣旨

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則

やむを得ない事情により登校することができず，結果として中学校を卒業することができなかった場合においても，同年齢の生徒に遅れることなく高等学校教育を受ける機会が与えられるようにするため，試験を受けようとする学年の終わりまでに満15歳に達する登校拒否等の生徒についても中学校卒業程度認定試験の受験資格を与えることとする。

イ　概要

(ｱ) 当分の間「小学校，中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学し，その属する学年の終わりまでに満15歳に達する児童又は生徒」を同規則第３条１として加え，認定試験の受験資格を与え，認定を行うことができることとした。

(ｲ) 認定試験は，高等学校入学に関し，中学校を卒業した者と学校長が行う卒業の認定とは趣旨を異にするものである。したがって，認定試験を受験することは，当該生徒に係る卒業認定に影響を及ぼすものではない。

(ｳ) １回の試験において必ずしも全部の試験科目を受験する必要はない。一部科目合格者は，翌年以後の試験ではその科目の受験を免除される。

６　指導要録

児童・生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し，指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿としての性格をもつものであるが，児童・生徒を継続して指導していく上で一層役立つものとする観点から，様式等について改善がなされてきており，重要な法定表簿である。

(1) 作成，送付について

ア　校長は，その学校に在籍する児童等の指導要録を作成しなければならない。

学校教育法施行規則

第24条

イ　校長は，児童等が進学した場合においては，その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し，これを進学先の校長に送付しなければならない。

ウ　校長は，児童等が転学した場合においては，その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し，その写し（転学してきた児童等については，転学により送付を受けた指導要録の写しを含む）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。

(2) 保存について

ア　指導要録原本及び転入学の際，送付を受けたその写しのうち，学籍に関する記録（様式１）については，20年間保存する。指導に関する記録（様式２）については，５年間保存する。

学校教育法施行規則

第28条\_2

イ　幼稚園（小学校）から送付を受けた抄本又は写しは，児童・生徒が当該学校に在学する期間保存すること。

ウ　児童・生徒の居所が１年以上不明であるときは在学しないものと同様に取り扱い，その指導要録は別に整理して保存すること。

(3) 保存期間経過後の取扱いについて

指導に関する記録については，保存期間経過後は，廃棄するなど，適切な措置がとられることが望ましい。

【指導要録の記入上の留意点】

(1) 記入の時期

ア　入学時

学校名及び所在地・児童・生徒・保護者・入学前の経歴・編入学等・校長氏名・学級担任者１名・学級及び整理番号・年度・学籍の記録欄の備考

H31.3.29(文科省)

小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の評価及び指導要録の改善等について

イ　学年末

　校長の押印・学級担任の押印・出欠の記録・各教科の学習の記録・特別活動の記録・行動及び性格の記録・進路に関する記録

ウ　卒業時

　卒業・進学・就職先

エ　その都度

　編入学・転入学・転学退学等・標準検査の記録

(2)　記入方法

ア　入学・編入学等

(ｱ) 入学の場合

・児童・生徒が第１学年に入学した年月日を記入する。

・この年月日は，市町教育委員会が通知した入学期日を記入する。

（４月１日）

・なお，期日に遅れて出校した場合にも，指定の入学期日を記入する。この場合は，「第○学年編入学」の文字は二本線で消除する。

(ｲ) 編入学の場合

　第１学年の中途又は第２学年以上の学年に，外国にある学校などから編入学の場合，又は児童自立支援施設から移った場合など就学義務の猶予・免除の事由の消滅により就学義務が発生した場合の児童・生徒について，その年月日，学年及び事由等を記入する。この場合は，「第１学年入学」の文字は二本線で消除する。

イ　転入学

　他の小（中）学校から転校してきた場合についてのみ記入する。転入学年月日，転入学年，前に在学していた学校名，所在地及び転入学の事由等を記入する。

ウ　転学・退学等

(ｱ) 転学の場合

　学校を去った年月日（授業を受けた最後の日）を括弧内に，また転学先の学校が受け入れた年月日の前日を下部に記入し，その学校名，所在地，転入学年及びその事由等を記入する。

(ｲ) 退学の場合

　外国にある学校などに入るため退学する場合，又は学齢を超過している児童・生徒の退学の場合には，校長が退学を認めた年月日を下部に記入し，その事由を併せて記入する。

(ｳ) その他の場合

　児童自立支援施設若しくは少年院への入院など就学義務の猶予・免除をする場合，又は児童・生徒の居所が１年以上不明である場合は，在学しない者として取り扱い，在学しない者と認めた年月日を括弧内に記入し，その事由を併せて記入する。

エ　卒　業

校長が卒業を認定した年月日を記入する。（３月31日）

オ　進学先

(ｱ) 小学校

進学した中学校名及び所在地を記入する。

(ｲ) 中学校

進学した者は，進学した学校名及び所在地を記入する。就職した者は，就職先の事業所名及び所在地を記入する。家事又は家業に従事した者は，その旨及びその職種を記入する。

カ　備　考

児童・生徒の家庭環境，社会環境等で指導上特に必要な事項及び他の欄に記入できないもので，特に必要な事項を記入すること。

また，生育歴における特記すべき事項もこの欄に記入すること。記入した場合には，その年月日も括弧書きで記入しておくこと。